

江別市立江別第一小学校 いじめ防止基本方針

【基本理念】

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」、平成29年3月文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関わるガイドライン」また、「北海道いじめ防止基本方針」「江別市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、行政が連携・協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し、策定した。いじめの問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、いじめの問題に一層の危機感をもって取り組むため、「北海道いじめ防止基本方針」「江別市いじめ防止基本方針」の一部改定を受け、本校の「いじめ防止基本方針」を改定するものである。

この基本方針のもと、江別第一小学校では、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての児童が、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、全教職員が「いじめは人として決して許されない行為である」という認識を共有し、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

1. いじめ防止等のための対策といじめの定義について

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第3条)

(2) いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめは、単にいじめられている児童生徒といじめる児童生徒の関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響している。よって、いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童等に関係する問題(集団の問題)であることを認識する必要がある。

いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

学校で起こり得る主な事例	該当し得る犯罪
性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ(刑法第176条)
同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。	自殺関与(刑法第202条)
顔面を殴打しケガを負わせる。	傷害(刑法204条)
同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。	暴行(刑法第208条)
裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫(刑法第222条)
遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。	強要(刑法第223条)
教科書等の所持品を盗む。	窃盗(刑法第235条)
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。	恐喝(刑法第249条)
スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。	児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮したうえで、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

2. いじめ防止等のために江別第一小学校が実施すること

(1) いじめ防止委員会の設置

全教職員で情報を共有する等「チーム学校」として、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を組織的かつ実効的に行うため、複数の教職員及び心理や福祉の専門家等により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

①構成員 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、指導部長を含む2名(校内担当か校外担当)、養護教諭、特別支援コーディネーター、サブコーディネーター、心の教室相談員

②役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・学校いじめ対策組織の存在及び活動を児童及び保護者に周知する役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う役割

(2) 教職員の資質向上（校内研修）

①基本的な考え方

「江別市いじめ防止基本方針」を踏まえて、全教職員に対し未然防止・早期発見に向けた対策・把握時の適切な対応等に対し校内研修の充実を図る。

②研修の内容等

回数	内容
1回目	本校いじめ防止基本方針について内容の学習と、対応の確認
2回目	事例研究を行う。第1回いじめアンケートの結果と分析・対応について確認する。
3回目	事例研究を行う。第2回いじめアンケートの結果と分析・対応について確認する。

(3) 学校におけるいじめの未然防止

①授業改善

- ・教育課程に基づき授業を計画し、経営方針に基づき全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感する授業を行う。（見通しを持たせ、振り返りを十分行い定着を図る）また、その活動の中で自己肯定感を育む。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境作りを行う。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を通して他者理解を深める。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

②道徳教育

- ・教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・経営方針で示された重点に基づいた年間指導計画を進め、他者との関わりを身に付けさせる。

③体験活動

- ・全員遊びや児童会主催の遊びを通して学級や異学年の交流により相互理解を深める。
- ・学校行事を通して学級や異学年の交流により相互理解を深める。

④児童が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・「いじめゼロ集会」を行い、児童会全体のスローガンを策定する。

⑤児童へのはたらきかけ

- ・特別の教科 道徳において内容項目に「友情・信頼」の項目で児童の実態に応じた指導を行う。
- ・全校朝会等で校長から「人との関わりに関すること」の説話をを行い、それに基づいた説諭を学級担任は行う。
- ・学校便り等で「いじめゼロ集会」を記事にし、啓発を図る。

⑥保護者の啓発

- ・「江別市立江別第一小学校いじめ防止基本方針」について、新入生説明会やPTA総会などを通して内容を周知し、理解と協力を得る。
- ・道徳の授業参観や、「いじめゼロ集会」への参加をPTA協力のもと呼びかける。
- ・スマホ・ネット利用に伴うSNS等のトラブル防止のため、「えべつスマート4 Rules（ルール）」の浸透を図るなど、児童及び保護者に対して情報モラル教育に関する啓発活動を行う。

⑦その他

- ・交流給食を行う事により異学年の交流により相互理解を深める。
- ・学校が年2回行っている職員評価、保護者アンケート、児童アンケートには「いじめに関わる」項目を設定し、その取組の適切さについて問う。
- ・学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

※特に配慮が必要な下記児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえたプライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・多様な背景（発達障がい、精神疾患、健康課題）を持つ児童
- ・支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある児童

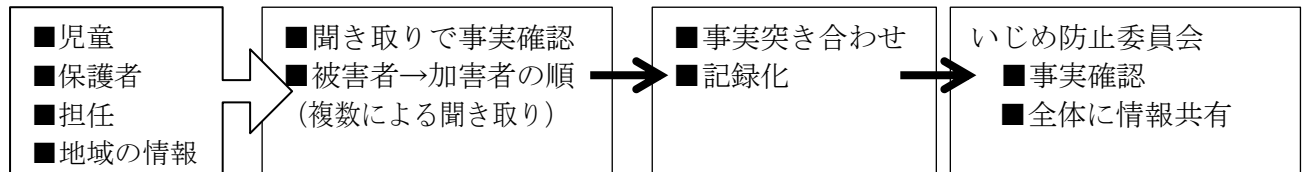
- ・海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人）の当事者であることにより困難を抱えている児童
- ・自然災害等で被災した児童生徒又は避難している児童

(4) いじめの早期発見のための措置

全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という意識をもつとともに、児童が「心の危機（SOS）」を訴えたときに、適切に対応できるようにする。

①いじめの疑いが持たれた場合の対応（フローチャート図参照）

以下の大まかな流れで早期発見に努める。



- ・「いじめ防止委員会」で情報を共有する。その情報は、全教職員が共有する。
- ・「いじめ」と断定できた場合は、本項の（５）に準じ対応する。
- ・重大事態については「いじめ防止委員会」を緊急に開催し、対応策を検討し、全教職員で情報等を共有する。関係機関と連絡を取る。３の（２）に準ずる。

②児童に対する定期的な調査

- ・児童による「いじめアンケート」を記名式で６月、１１月、２月の３回実施する。
- ・学校評価では、児童アンケート（記名式）について「いじめ」の項目を設定し実態把握に努める。

③ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・全校児童のスマホなどの携帯電話や携帯ゲームにおける使用状況の把握。その危険性や問題について児童へ指導、保護者・地域に啓発をする。学級・学年懇談会で保護者と学習を行う。
- ・児童会、指導部が主体となって、「江別スマート４ルール」の周知徹底を図る。保護者に対しても情報モラル教育に関する啓発活動を行う。

④教育相談の実施

- ・普段から児童観察に努める。異変を察知したときには児童相談を実施し、未然防止、早期発見につなげる。
- ・アンケート実施後は、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

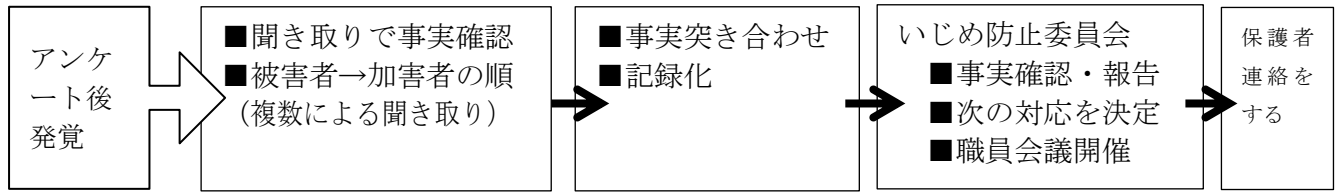
⑤その他

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・児童の「早期の問題認識能力（心の危機に気付く力）」を養い、「援助希求的態度（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童の心情に寄り添い、迅速に対応する。

(5) いじめが発覚したときの対応

①アンケート集約後などに発覚した場合（フローチャート図参照）

(4) ①と同様の流れとなるが、いじめの情報を職員で共有し、児童生徒への連絡と保護者連絡につなげていく。



②教職員が、いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに、学校いじめ防止委員会に報告する。

③聞き取り等を行った教職員は、いじめに係る情報を適切に記録する。

④いじめ防止委員会において情報を共有し、事実関係を確認した上で組織的な対応方針を決定する。

⑤いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ学校から警察へ相談・通報を行う。

⑥いじめを受けた児童やいじめを行った児童の進学や進級、転学の際には、児童の個人情報の取扱に配慮しつつ、学校内・学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

(6) いじめの解消

①いじめが解消している状態

以下の2つの要件が満たされている状態をいう。（必須条件）

- ア. 被害児童に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月で継続した状態であること。
- イ. いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。面談等により確認する。

②いじめが解消に至っていない段階

- ・被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- ・いじめ防止委員会は、解消に至るまで被害児童の支援を継続する「対処プラン」を策定する。

③解消後

- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、関係児童を日常的に注意深く観察する。

3. 重大事態への対処

※「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省策定）も参照

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(いじめ防止対策推進法第28条)

※①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

※②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

※児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の報告

・重大事態が発生した場合、教育委員会に報告し、委員会から市長に事態発生について報告する

②調査主体(教育委員会が、その事案の調査・調査組織について判断する)

【教育委員会が調査の主体となる場合】

- ・重大事態への対処及び発生防止に必ずしも結果が得られない場合
- ・教育活動に支障が生じるおそれがある場合

【学校が調査主体となる場合】

- ・教育委員会は学校に対して必要な指導や支援を行う。

③調査を行う組織

速やかにその下に調査組織を設ける。

④事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

■いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた児童の話をていねいに聴き取る。
- ・在籍児童や教職員を含めた関係者から調査を行い、事実関係を明確にする。
- ・心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどを活用する。継続的な学校生活を支援

■いじめを受けた児童からの聴き取りが困難な場合

- ・当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取する。
- ・迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

⑤心のケア、情報発信

教育委員会または学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

⑥いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑦市長への報告

調査結果は、市長に報告する。⑥の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置及び(4) いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項については「江別市いじめ防止基本方針」を参照のこと。

平成30年(2018年)2月15日改定
令和2年(2020年)2月12日改定
令和6年(2024年)2月6日改定
令和8年(2026年)2月27日改定